

第39回全国豊かな海づくり大会秋田県実行委員会の 解散について（案）

第39回全国豊かな海づくり大会秋田県実行委員会の解散については、設置要綱第10条の規定により、「大会の実績報告をもって解散する」こととしているが、次の理由により実行委員会は、「御製碑除幕式の終了をもって自動的に解散する」こととしたい。

〔理由詳細〕

天皇陛下が大会に御臨席された際のお気持ちをお詠みになる歌（御製）について、御即位関連行事等で宮内庁が多忙を極めたことにより時間を要し、現段階ではお示し時期の見通しが立たないとの連絡を宮内庁担当者から受けたところである。

このことから、歌（御製）を基に建立する御製碑の制作設置及び除幕式開催日まで実行委員会を継続し、除幕式の終了をもって自動的に解散することとしたい。

第39回全国豊かな海づくり大会秋田県実行委員会設置要綱（一部抜粋）

（目 的）

第2条 実行委員会は、第39回全国豊かな海づくり大会の開催に関する次の事項を審議するものとする。

- (1) 大会の開催に必要な基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

（任 期）

第5条 実行委員会の任期は、第10条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、特別な理由があると会長が認めるときは、この限りではない。

（組 織）

第10条 実行委員会は、大会の実績報告をもって解散する。

附 則

- 2 この要綱は、実行委員会の解散をもって失効する。